（裏）

放射性同位元素等の規制に関する法律抜粋

（立入検査）

第四十三条の二　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（国土交通大臣にあっては第十八条第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第三項の規定、都道府県公安委員会にあっては第十八条第六項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（原子力規制委員会にあっては放射線検査官、都道府県公安委員会にあっては警察職員）に、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を収去させることができる。

2　原子力規制委員会、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。

3　前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第五十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

十四　第四十三条の二第一項（同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

十八　第四十三条の二第一項（同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。）又は第二項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）
放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）	第四十一条の二十において準用する第四十一条の十三
（略）	（略）
別表第二（第五条及び第六条関係）	
（略）	（略）
放射性同位元素等の規制に関する法律	第四十一条の二十において準用する第四十一条の十三
（略）	（略）

改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）	第四十一条の二十において準用する第四十一条の十三
（略）	（略）
別表第二（第五条及び第六条関係）	
（略）	（略）
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第四十一条の二十において準用する第四十一条の十三
（略）	（略）

（裏）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律抜粋

（立入検査）

第四十三条の二　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（国土交通大臣にあっては第十八条第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第三項の規定、都道府県公安委員会にあっては第十八条第六項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（原子力規制委員会にあっては放射線検査官、都道府県公安委員会にあっては警察職員）に、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を収去させることができる。

2　原子力規制委員会、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。

3　前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第五十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

十二　第四十三条の二第一項（同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

十五　第四十三条の二第一項（同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。）又は第二項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者